



流山市

農業委員会からのお知らせ

【発行】

令和3年2月19日

【編集】

流山市農業委員会事務局

流山市平和台1-1-1

第18号

農業委員会が 新体制になりました！

令和2年第2回流山市議会の同意を得て、令和2年7月20日に12名の農業委員が市長より任命されました。

また同日、農地利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員（以降「推進委員」）として4名を委嘱しました。

市長からの任命式



会長には前期から引き続き水代委員が、会長職務代理者には岡田委員が選出されました。

新たに委員となった6名を加え、総勢16名で農地法に基づく業務及び農地利用の最適化の推進に関する業務に励んでまいります。

《各委員の紹介は2～3ページ》

任命を受ける水代会長（右）



ご尽力ありがとうございました

令和2年7月19日をもって、吉田会長職務代理者、小倉委員、増田推進委員、秋元推進委員がご勇退されました。（肩書は当時）

農業委員会が新制度となって初めての委員として、日々ご尽力いただきました。

ありがとうございました。

新しい委員を紹介します

農業委員

氏名の下段は所属委員会

◎委員長

○副委員長



水代 啓司
会 長



岡田 長政
会長職務代理者



矢口 優子
第1小委員会
総合農政検討委員会



池田 操代
第2小委員会
総合農政検討委員会



金子 文雄
第1小委員会
農地違反転用対策委員会



鈴木 亨
第2小委員会
総合農政検討委員会



金子 孝博
第2小委員会
総合農政検討委員会



中嶋 清
○第2小委員会
◎農地違反転用対策委員会



小菅 康男
第1小委員会
農地違反転用対策委員会



染谷 一嘉
○第1小委員会
○農地違反転用対策委員会



石井 保
◎第2小委員会
○総合農政検討委員会



山崎 日出男
◎第1小委員会
◎総合農政検討委員会

農地利用最適化推進委員

旧流山町・旧八木村地区



藍川 治助
副委員長



染谷 文夫

旧新川村地区



小林 常男
委員長



森田 元彦

「流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を市長に提出

令和2年12月15日、本市農業委員会を代表して、水代会長、岡田会長職務代理者及び総合農政検討委員会の山崎委員長、石井副委員長が「令和3年度流山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を井崎市長に提出しました。

意見書の内容は以下の2つの柱をテーマに、各地域の農業委員が農業者からの意見・要望等を考慮し慎重に検討したもので、各個別施策の推進にあたっては、意見書の内容を反映した措置がとられるよう要望しました。



意見書を提出する水代会長（左）

次世代の育成と 担い手への農地利用の集積・集約化	地域に即した農業振興施策の実施
<ul style="list-style-type: none"> ①担い手・後継者の育成と農業経営支援 ②新規就農者や法人の農業参入への支援 ③担い手への農地の集積・集約化 ④遊休農地対策の推進 ⑤地域の合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> ①生産基盤の整備 ②都市農業の振興 ③安心・安全な農業への取組み ④農業委員会活動の効率的かつ円滑な実施

農地の適正な管理をお願いします

農地法では、農地の所有者等の責務として、雑草等が繁茂しないよう、農地の管理を行うことが定められています。

最近では、周辺農地所有者だけでなく、近隣住民や事業者、通行されている方々から、「雑草の道路、隣地へのはみ出し」、「草の種子等の飛散」についてのお申し出も増加しています。

管理が行えず、雑草等が繁茂している農地を所有している方は、周囲に影響を及ぼす前に、「定期的に雑草を刈る」、「草刈を業者に委託する」など、農地の適正管理をお願いいたします。



農業委員会でも毎年8月の利用状況調査を中心にパトロール活動を行っています！

《令和2年賃借料情報》

～農地の貸し借りの参考に～

	平均額	最高額	最低額	データ数	令和元年 平均額(参考)	平成30年 平均額(参考)
田	9,600円	14,800円	6,400円	42	11,900円	10,900円
畑	11,600円	21,400円	5,200円	70	13,600円	10,400円

※データ数は集計に用いた筆数です。
 ※物納での貸し借りの場合は玄米30kgあたり6,600円に換算しています。

金額はあくまでも目安です！
 当事者間での協議により適正な金額を定めてください。

農業者年金に加入して

安心して豊かな老後を！

- ◇農業者年金は農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。
 ⇒老後の備えは「国民年金」+『農業者年金』
- ◇加入要件は以下の3点を満たすだけ！
 - ①国民年金第1号被保険者
 - ②年間60日以上農業に従事
 - ③60歳未満の方
- ◇保険料は自分で選べ、いつでも見直せます！
 保険料は月々2万～6万7千円の間で自由に決められ（月額千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



お問い合わせは農業委員会事務局（04-7150-6102）まで！